

会 員 規 則

制 定 平成 22 年 3 月 17 日

最終改正 2025 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 43 条第 2 項に基づき、当法人の会員に関する事項について定める。

(会員の資格)

第 2 条 会員たる資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同する次項に掲げる者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる 3 種とする。

一 法人会員は、個人会員以外の各種の法人、任意の団体等（以下「法人」という。）とする。

二 個人会員は、個人とする。

三 実務補習生会員は、当法人の実務補習所に在籍している者とする。

(入会)

第 3 条 当法人の会員になろうとする者は、この規則に従うことに同意し、所定の入会申込書を提出し、理事長の入会承認を得なければならない。

2 会員の入会日は、当法人において入会金（実務補習生会員を除く。）及び初年度の年会費の納入を確認した日とする。

3 会員は、入会後に前項に掲げる入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに当法人宛に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第 4 条 会員は、入会するときに当法人の請求に基づき、請求書受領日後 2 週間以内に入会金（実務補習生会員を除く。）及び年会費を納入しなければならない。以後事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に、当法人の請求に基づき、請求書の記載の期限までに年会費を納入しなければならない。

2 入会金は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

一 法人会員 30,000 円

二 個人会員 10,000 円

三 実務補習生会員 免除

3 年会費は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

一 法人会員 一口につき 200,000 円

ただし、五口以上加入する法人会員は一口につき 100,000 円とする。

二 個人会員 一口につき 30,000 円

三 実務補習生会員 一口につき 10,000 円

4 前項の規定にかかわらず、法人会員及び個人会員の初年度の年会費については、当該事業年度の4月から9月までに入会した場合は全額とし、10月から翌年3月までに入会した場合は半額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認めた場合、理事会の議を経て会員の入会金及び年会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の特典)

第5条 会員は、次の各号に定める特典を享受することができる。

- 一 会員は、当法人主催の役員・会計実務家研修を無料又は会員価格で受講できる。
- 二 当法人が日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度協議会と共催し、同協議会が指定する研修会を会員価格で受講することができる。
- 三 日本公認会計士協会出版局発行の書籍を割引価格で購入できる。

2 前項第一号の特典は、法人会員については、一口につき当該法人に所属する者6名までが無料で同時受講できるものとする。ただし、5口以上加入する法人会員については、一口につき当該法人に所属する者3名までが無料で同時受講できるものとする。個人会員については、当該個人会員のみが無料で受講できる。この人数を超える場合には、会員価格で受講できる。

(グループ会社への会員特典の適用)

第5条の2 前条第1項第一号及び第2項に規定する特典は、原則、法人会員の子会社及び関連会社等のグループ会社に対しては適用できない。ただし、法人会員が、前条第2項に規定する口数に応じた無料で受講できる者について、事業年度毎(4月1日から翌年3月31日まで)に当法人に特定の個人を申請し登録する場合は、この限りではない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を当法人に書面で提出し、当法人がこれを受理したときに退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは退会とみなす。

- 一 法人会員が解散したとき、又は個人会員が死亡したとき
- 二 会員が次条の規定に基づき除名となったとき
- 三 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納し、督促にも応じないとき
- 四 その他理事長が必要と認めたとき

3 第1項及び第2項の規定により会員が退会したとき及び次条第1項の規定により会員が除名されたときは、既納の会費は返還しないものとし、会費未納の会員は引き続き会費納入義務を負うものとする。

(休会)

第7条 会員は、やむを得ない事情がある場合は、理事長の承認を得て、休会することができる。

2 休会期間は、原則として1年とし、事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)

単位で休会することができる。

3 会員は、休会期間中においては、第4条に規定する会費の納入は免除される。

4 会員は、休会期間中においては、第5条に規定する会員の特典を享受することができない。

5 会員は、休会期間中でも申出により復会することができる。ただし、この場合、復会した事業年度の年会費は、復会した時期に関わらず全額支払うものとする。

(除名)

第8条 理事長は、会員が次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、理事会の決議を経て、その者を除名することができる。この場合、理事会において決議する前に、その者に弁明の機会を与えねばならない。

一 違法行為又は著しく同義にもとる行為をするなど、当法人の会員としてふさわしくないと思えられる行為をしたとき

二 この規則に違反したとき

三 入会申込書又はその他当法人に提出した書類に虚偽の記載を行ったことが明らかとなったとき

2 理事長は、前項各号の一に該当する場合において、当法人が損害を蒙ったと認められるときは、当該会員に対しその賠償を請求することができる。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員名簿に会員を登録するとともに、法人会員名は、当法人のウェブサイトで開示する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は規則等管理規則の定めるところによる。

(その他)

第11条 この規則に定めのない事項については、理事長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成22年3月18日から施行する。

附 則 (平成30年11月27日改正)

1 この改正規定は、平成30年11月28日から施行する。

2 この規則の施行日前に入会した実務補習生の身分を有する者については、この規則による改正後の第4条第2項第3号及び同条第3項第3号の改正規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則 (2023年6月12日改正)

この改正規則は、2023年6月13日から施行する。

附 則 (2025年1月7日改正)

この改正規則は、2025年4月1日から施行する。

附 則（2025 年 3 月 28 日改正）

この改正規則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。